

# 医療費を節約しましょう！

都留市では年々医療費が増加しており(図①)、それが国保財政を圧迫し続けています。特に、高齢者の医療費がその多くを占める傾向にあります。(図②)医療費の増加は、私たちが納める保険税(料)の負担増加にもつながります。そうならないためにも、どうすれば医療費は節約できるのでしょうか？



## 医療費増加の原因は？

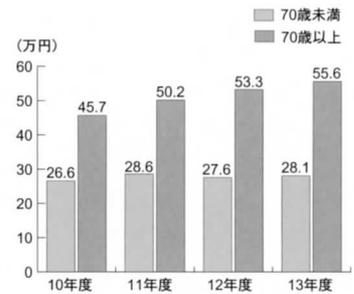
- ①重複受診をする患者さんが増えています。  
なかなか治らないからといって、複数の病院にかかっていませんか？
- ②高齢化社会となり、医療を受ける機会の多い高齢者の人口が増えています。
- ③生活習慣の変化に伴い、治療の期間が長期となる「生活習慣病」の患者さんが増えています。  
「健康づくり」に気をつけていますか？

## 医療費を節約するには？

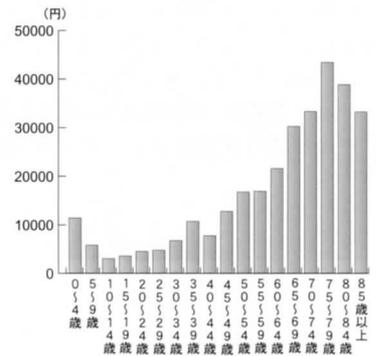
- ①かかりつけの医師を持ちましょう。  
病院ごとにかかる初診料や検査料が減ることにより、医療費のムダ遣いがなくなります。
- ②家族みんなで「健康づくり」に取り組みましょう。  
正しい食生活・適度な運動・十分な休息を心がけ、病気になりにくい体を作りましょう。



図① 一人当たり医療費の推移



図② 年齢階層別一人当たり医療費 (平成14年5月診療分)



# 老人保健 Q & A その2

～老人保健法医療受給者証をお持ちの方～

## 外来と入院で世帯単位の自己負担限度額が越えたとき

- Q 私は1割負担の受給者証で11月A病院に通院し15,000円、夫がB病院に入院し35,000円払ってきたけれど、この場合高額医療費はどうかしら。
- A 同じ世帯に外来と入院がある場合は合算できますので、A病院とB病院の支払った金額の合計から自己負担限度額を超えた分を払い戻します。



### <自己負担限度額>

区分	入院 世帯単位で入院と外来があった場合は合算します	
課税所得が124万円以上の所得者	<b>2割負担</b> 自己負担限度額 72,300円+(かかった医療費-361,500円)×1%	
一般	<b>1割負担</b> 自己負担限度額 40,200円	
低所得者	住民税非課税 II	<b>1割負担</b> 自己負担限度額 24,600円
	I	自己負担限度額 15,000円

- Q それでいくら戻るかしら。
- A 一般の方ですので自己負担限度額が40,200円を超えた分を払い戻します。計算いたしますと15,000円と35,000円から40,200円を引きますので9,800円が戻ります。
- Q 夫は来月も入院しなくてはいけないので、支払いがどのくらいになるか心配なのですが。
- A 入院の場合は、ひと月間で自己負担限度額までを支払えばよいことになっていますから、40,200円まで支払うことになります。ただし、食事代や差額ベッド代などは医療費ではないので別に請求されます。

### お知らせ

高額医療費に該当する方は、医療機関からの診療内容を確認してから通知を出しますので、通知が届きましたら申請にお越しく下さい。

問合せ先 市民生活課 国保担当